

平成 30 年度
社会福祉法人指導監査結果報告書

中津市福祉部監査指導室

I 指導監査の実施方法について

社会福祉事業の実施を目的として設立される社会福祉法人の指導監査については、関係法令・通知、中津市社会福祉法人指導監査実施要綱、中津市所管社会福祉法人指導監査実施方針等を基に、法人事務所等の実地にて行っている。

社会福祉法人については、公益性・非営利性を確保する観点等から、平成29年4月1日に施行された改正社会福祉法により、①経営組織のガバナンスの強化、②財務規律の強化、及び③事業運営の透明性の向上が義務付けられたところである。

平成29年度以降に実施する指導監査については、改正後の社会福祉法に基づく運営体制が、各法人において確保されているかを早急に確認する必要があることから、概ね3年以内（平成29～31年度）を目途に管内すべての法人に対する指導監査を一巡するよう、厚生労働省からの要請を受けているところである。

そのため、平成30年度の指導監査についても昨年度同様、各法人における社会福祉法改正後の運営体制の確認を重点事項とし、(i) 評議員の選任及び評議員会の招集・運営に関する事項、(ii) 評議員、理事及び監事の報酬に関する事項、(iii) 事業運営の透明性の向上に関する事項についての確認を行った。

その他、役員を選任状況、理事会の開催状況、法人の契約手続きの状況、会計及び現金管理の状況、社会福祉法人内での資金移動の状況等についても実地にて監査を行った。

II 指導監査の実績について

1 指導監査における評価基準

指導監査を行うにあたっては評価基準を設け、「文書指摘事項」「口頭指摘事項」「助言事項」の3項目に分類した。文書指摘事項及び口頭指摘事項については、法人に対して文書により通知を行った。文書指摘事項については、是正改善状況又は改善計画について報告期限を設け、法人から文書による報告を求めた。

| | |
|--------|--|
| 文書指摘事項 | <ul style="list-style-type: none">・ 関係法令、通知等に抵触しており、その内容が比較的著しい事項・ 以前に口頭指摘を受けた事項で、数年経過しても是正・改善されていない事項 |
| 口頭指摘事項 | <ul style="list-style-type: none">・ 関係法令、通知等に抵触しているが、その内容が比較的軽微な事項・ 改正された法令、通知のうち、周知期間が十分経過していないものに抵触しているが、重大な支障を生じていない事項 |
| 助言事項 | <ul style="list-style-type: none">・ 不備の程度がより軽微な事項及び社会通念に照らして改善が望まれる事項 |

2 指導監査の改善指導件数

平成 30 年度に実施した指導監査における指摘件数は、下記のとおり。

| 中津市所轄の 社会福祉法人数 | 30 年度監査 実施法人数 | 改善指導件数 | | |
|-------------------|------------------|--------|--------|----|
| | | 文書指摘件数 | 口頭指摘件数 | 合計 |
| 29 | 10 | 47 | 15 | 62 |

3 指導監査の指摘内容

平成 30 年度に実施した指導監査の文書及び口頭指摘件数の法人別内訳は、以下のとおり。指摘内容については、社会福祉法改正の影響によるものが比較的多く、①インターネットの利用により、定款、役員等報酬基準及び役員等名簿の公表を行っていない事例、②評議員会の招集が適正に行われていない事例、③役員（理事及び監事）に対する報酬等の額について評議員会の承認を受けていない事例などが見受けられた。

また、会計基準や経理規程等に従って会計処理が行われていない事例や、登記の遅延など、これまでの監査と同様の指摘が今年度も見受けられた。

Ⅲ 指導監査結果の総括について

1 役員等（評議員、理事及び監事）の選任について

役員等の選任に際して、当該候補者が社会福祉法等に定める要件を有しているかの確認について、不備がある事例が見受けられた。

当該候補者が社会福祉法に規定する欠格事由に該当しないことや暴力団員等の反社会的勢力の者でないことを証する書類として、誓約書等を徴取すること等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行うよう、改善を促した。

2 評議員会及び理事会の招集について

理事会の招集については、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知する必要がある。また、評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、評議員会の 1 週間前までに評議員に対して通知する必要がある。

しかしながら、評議員会の日時及び場所等が、理事会で決議されていないまま評議員会が招集されている事例が見受けられたため、適切な評議員会等の運営を促した。

3 役員等に対する報酬等の支給基準について

理事及び監事の報酬等の額について、定款で定めず、その総額の範囲については、別

途、評議員会で決議するとしている法人において、その決議が行われていない事例が見受けられた。

また、支給するとした場合は、評議員、理事及び監事の報酬等の支給基準について、評議員会で決議することが必要であるが、その決議が行われていない事例についても見受けられたため、早急に決議するよう指導を行った。

4 情報の公表について

インターネットの利用により、定款、役員等報酬基準及び役員等名簿の公表を行っていない事例が散見された。法人又法人が加入する団体（例：全国社会福祉法人経営者協議会等）のホームページへの掲載により情報の公表を行うよう促した。

5 登記の遅延について

法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立することとされており、登記事項の変更がある場合は、政令に定めるところ（注1、注2）により、変更の登記を行う必要がある。

しかしながら、登記事項に変更が生じた場合に、変更登記が期限までに行われていない事例が散見されたため、今後同様なことがないよう指導を行った。

（注1）政令に定める登記事項（組合等登記令第2条及び別表）は次のとおり。

①目的及び業務、②名称、③事務所の所在場所、④代表権を有する者の氏名、住所及び資格、⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、⑥資産の総額

（注2）変更登記の期限（組合等登記令第3条）

- ・資産の総額以外の登記事項の変更については、変更が生じたときから2週間以内
- ・資産の総額については、毎事業年度の末日から3月以内（毎年度6月末まで）